

事務連絡

令和元年8月8日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

## 医師法第16条の8の規定に基づく協議について（情報提供）

医師法（昭和23年法律第201号。）第16条の8第1項の規定に基づき、一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）から厚生労働省に対して医師の研修に関する計画（以下、「研修プログラム」という。）が提示されたところです。

つきましては、機構から提示のあった貴県に関する研修プログラム及び関連資料を情報提供いたしますので、下記の事項にご留意の上、意見がある場合には地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、9月4日までに厚生労働省に提出くださいますようお願いいたします。

## 記

## ○都道府県による確認事項

日本専門医機構が提示した都道府県別・診療科別のシーリングを踏まえ、次に掲げる条件を満たすことなどにより、地域の医療提供体制に影響を与えるものではないこと。

- ① 従来の学会認定制度において専攻医を養成していた医療機関が、専攻医の受入れを希望する場合は、連携施設となっていること。
- ② 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
- ③ 各都道府県のキャリア形成プログラムの運用において、各診療科別の専門研修プログラム定員配置が適切なものであること。
- ④ 各研修プログラムが都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。

- 各診療科別のプログラム毎の定員配置が医師少数区域などに配慮されていること。
- 各プログラムの連携施設が、各都道府県の偏在対策に資するものであること。

## 「広島県地域保健対策協議会 医師確保対策専門委員会」協議概要 (専門医制度に係る意見提出関係)

### 1 趣旨等

- 広島県では、専門医制度に係る県内推進組織として、『広島県地域保健対策協議会・医師確保対策専門委員会』（事務局：広島県医師会）において関係調整や意見交換等を、制度開始前から継続して行っている。
- 先日、令和元年度における専攻医の県内採用状況について情報共有を行うとともに、令和2年度募集に係る県内プログラム状況等を確認し、意見交換等を行った。
- この会議において、次年度の専攻医募集に係るシーリング設定について、意見が出された。

### 2 開催期日等

	会議名	日時	出席委員
1	広島県地域保健対策協議会 医師確保対策専門委員会 内科ワーキング会議	令和元年8月1日(木) 19:00～20:15	県医師会, 広島大学内科系医局, 各内科プログラムの責任者等 41名
2	広島県地域保健対策協議会 医師確保対策専門委員会	令和元年8月9日(金) 19:00～20:15	県医師会, 広島大学関係教授, プログラム基幹施設責任者等 37名

### 3 シーリング設定に係る意見

- 今回のシーリング設定について、厚生労働省が考え方や方法等を国検討会議で示しているが、計算式を当てはめた数字をもって一律に線引きするのではなく、地域の実情を反映して、関係者が納得できるような方法を検討すべきである。
- シーリングを導入するに当たって、厚生労働省から各学会に説明がなされているが、その計算方法等について明確な説明が得られず、不透明なままで実施されるに至った印象であるので、明確かつ丁寧な説明等を行い、関係者が納得できるような手順で進めていくべきである。
- シーリング設定に当たって計算された医師数は、勤務医だけでなく開業医を含めて計算されたものである。  
仮に、実態は、病院勤務医が少なく開業医が多い状況であっても、地域内医師数で判断されて、医師は充足しているとの評価を受けてしまう場合もあり得るので、地域間の格差も含めて、実態に沿うように細かい状況を勘案した上で、設定方法等を検討すべきである。